

8 総務第2号
令和8年1月5日

公益財団法人京都古文化保存協会
代表理事 杉谷 義純 様

京都府知事 西脇 隆俊



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和8年1月5日 から 令和13年1月4日 まで